

## 安曇野市介護保険事故報告事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、介護サービス事業者及び基準該当サービス事業者(以下「事業者等」という。)が、厚生労働省令で定める運営基準(平成11年厚生省令第37号、38号、39号、40号、41号、平成18年厚生労働省令第34号、35号、36号、37号及び平成30年厚生労働省令第5号)並びに安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年安曇野市告示第578号)に基づき、安曇野市(以下「市」という。)の介護保険被保険者等を対象として介護サービスを提供中に事故が発生した場合の事務手続について定めるものとする。

(報告の対象となる事故の範囲)

第2 事業者等が市へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合(事業者等の過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるものを含む。)

ア 「サービス提供中」とは、送迎、通院等を含むサービスを提供している時間すべてをいう。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。ただし、死因等に疑義が生じる可能性のある場合は、報告対象とする。

ウ 「負傷」とは、医師の診療を要したものを報告対象とし、比較的軽度な擦過傷や打撲等、日常生活に支障が無いものは除く。

(2) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合(社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日厚生労働省通知老発第222001号)に準ずる。)

(3) 利用者が離脱又は行方不明となった場合(警察等への通報の有無は問わず、報告対象とする。ただし、事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は除く。)

(4) 誤嚥、異食、誤薬等の事故、又は新たに心身に障害が加わるおそれや、介護保険の要介護度がより重度になるおそれがある事故が発生した場合

(5) 介護サービスに係る従業者等の法令違反、不祥事、虐待等により、利用者の処遇に影響のある場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の家族等から苦情が出ている場合

(報告)

第3 事業者等は、第2に定める事故発生後、遅くとも5日以内を目安に市の介護保険を所掌する課(以下、「担当課」という。)へ報告するものとする。ただし、利用者が事故による負傷などが原因で死亡に至った場合、又は生命等に係る重大な事故が発生した場合は、事業者等は速やかに担当課へ状況を報告するものとする。

2 事業者等は、第2の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)に定める事故発生後、介護保険事業者事故報告書(別紙様式1)により担当課へ報告するものとする。

3 事業者は、第2の(2)に定める事故発生後、感染症等発生時における保健福祉事務所及び市町村社会福祉施設等主管部局への報告用紙(別紙様式2)により担当課へ報告するものとする。

る。

- 4 事業者等は、事故発生場所が特定できる図面、事故当日の職員勤務割表、事故対象者の介護記録の写し等、必要に応じて担当課から求められた資料を提出するものとする。

(市の対応)

- 第4 市は、事故等に係る状況を把握するとともに、必要に応じて事業者等への調査及び指導を行うこと等により、以後の事故防止に資するものとする。この場合、事業者等への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在する市町村と連携を図り措置するものとする。

- 2 発生した事故が、長野県又は長野県国民健康保険団体連合会において対処することが必要と判断した場合は、長野県又は長野県国民健康保険団体連合会へ報告し、必要に応じ連携を図り対応をする。

(補則)

- 第5 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。